

大分県報

平成二十九年
第二九一—号
八月二十九日

（火曜日）

目次

生活保護法等による医療機関の指定……………	一
生活保護法等による指定介護機関の名称変更……………	二
生活保護法等による医療機関の廃止……………	二
生活保護法等による指定医療機関の再開……………	三
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（五件）……………	三
林業種苗法による生産事業者の登録……………	六
道路の供用開始……………	六
公 告	
都市計画図書の縦覧……………	六
落札者等の公示（二件）……………	七

○告 示

大分県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

有限会社やまと薬局

有限会社やまと薬局

中津市大字上宮永三〇〇—一

平二七・七・一

藤吉産婦人科

藤吉直樹

中津市大字上宮永二七〇—一

平二九・七・一

別府さほ歯科クリニック

医療法人涼歯会

別府市船小路町四—四三

〃

中村病院訪問看護ステーション

医療法人恵愛会（社団）

別府市秋葉町八—二四

〃

あふれる薬局

有限会社みついき薬局

日田市大字竹田三九五—四

平二九・八・一

松本小児科医院

医療法人松本小児科医院

別府市北浜二丁目五—五

平二八・一二・一

宗像医院

宗像雅丈

宇佐市大字下時枝五四九

平二九・四・一

ワタナベ薬局中央店

株式会社ワタナベ

宇佐市大字四日市字鬼枝七六一—二

〃

小野眼科医院

医療法人慶佑会

玖珠郡玖珠町大字塚脇一七一—三

平二九・五・一

別府発達医療センター

社会福祉法人別府発達医療センター

別府市大字鶴見四〇七五—一

平二九・六・一

別府発達医療センター（歯科）

〃

〃

〃

にしむら皮ふ科医院別府診療所

医療法人にしむら皮ふ科医院

別府市石垣東八丁目五—二二

〃

新関内科医院

医療法人新関内科医院

日田市田島二丁目四—九

〃

医療法人讃井眼科医院

医療法人讃井眼科医院

日田市上城内町一—一一

〃

塩月内科小児科医院

医療法人雄生会

佐伯市七二三八—一

〃

岩田医院

医療法人社団栄仁会

臼杵市野津町大字野津市一五六

〃

平成二十九年八月二十九日

大分県報（告示）

一

むさし整形外科 医院	医療法人昂陽会	国東市武蔵町古市一四八	"	永富調剤薬局白 杵店	株式会社永富調 剤薬局	白杵市大字白杵字浜二一〇七 七五一	"
てしまこどもの 杜クリニツク	医療法人てしま こどもの杜クリ ニツク	速見郡日出町三九〇二一三	"	そうこう薬局津 久見港町店	総合メデイカル 株式会社	津久見市港町九一三中津留ビル一 階	"
医療法人社団デ ンタルユニオン 愛歯科医院	医療法人社団デ ンタルユニオン	別府市石垣東八丁目一七	"	たかだ調剤薬局	株式会社たかだ 調剤薬局	豊後高田市本町一三三七一	"
中川歯科クリニ ック	医療法人歯正会	佐伯市大字長谷字戸間七七二六	"	有限会社熊仁寿 堂熊薬局	有限会社熊仁寿 堂薬局	宇佐市大字上高家一三九〇一	"
有限会社ひびき 調剤薬局	有限会社ひびき 調剤薬局	別府市石垣東八丁目五二三	"	ウエガキ調剤薬 局南敷田支店	有限会社エンド ル・ウエガキ薬 局	宇佐市南敷田七一四一	"
ワタナベ薬局宇 佐店	株式会社ワタナ ベ	宇佐市大字北宇佐字前田一六二二 一五	"	はるかぜ醫院	医療法人ほとけ の里	国東市国見町大熊毛字花開一八二	平二九・八・一
有限会社やの薬 局	有限会社やの薬 局	豊後大野市三重町市場九三一一	"	ファーマシー野 口元町	有限会社ファ ーマシー	別府市野口元町三一三三	"
ニチイケアセン ター日田訪問看 護ステーション	株式会社ニチイ 学館	日田市三芳小瀨町三六	平二九・六・二〇	かわしま訪問看 護リハビリステ ーション	社会医療法人玄 真堂	中津市大字宮夫一四一一	"
山本病院	医療法人山本記 念会	別府市光町一四一三	平二九・七・一	<p>大分県告示第五百十八号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があつた。</p> <p>平成二十九年八月二十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
佐伯市国民健康 保険名護屋出張 診療所	佐伯市	佐伯市蒲江大字丸市尾浦六〇一	"	<p>医療機関の名称</p> <p>変更前 植田胃腸科内科 変更後 植田内科クリニ ック</p> <p>所在地 白杵市大字白杵二一〇七―七 一</p> <p>変更年月日 平二九・六・一</p>			
中央薬局	有限会社大信興 産	別府市駅前町二二二九	"				
株式会社アル ファ薬局	株式会社アル ファ薬局	別府市石垣西七丁目八―一五	"				
イルカ薬局中津 店	株式会社エム・ ネット	中津市大字蛸瀬字塩浜六〇〇一	"				
やまと薬局	株式会社淡水	日田市隈二丁目二一七	"				
中の島調剤薬局	株式会社下川薬 局	佐伯市中の島一丁目二一八	"				
かまえ調剤薬局	"	佐伯市蒲江大字蒲江浦字中村二一 七三	"				

大分県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
金田歯科医院	金田 律子	白杵市大字白杵一九一	平二九・四・二八
安心院クリニック	医療法人安心院クリニック	宇佐市安心院町下毛二〇一五	平二九・四・三〇
在宅庄内調剤薬局	有限会社河野調剤	由布市庄内町大龍二三六〇―四	平二九・五・三一
すみれ薬局	有限会社タンポポ薬局	宇佐市安心院町下毛字香田二二〇九―二	平二九・六・一
おだクリニク	小田 高明	中津市大字上宮永二七〇―一	平二九・六・三〇
日田調剤薬局三本松	有限会社三ツ丸薬品	日田市三本松一丁目四―二八	〃
別府さほ歯科クリニック	佐保 敦志	別府市船小路町四―四三トレピアンビル二F	平二九・七・一

大分県告示第五百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日
川崎診療所	特定医療法人瑞木会	速見郡日出町大字川崎五〇七―三	平二九・六・二一

大分県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル下郡店
大分市下郡北一丁目百十八番 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トリアルカンパニー
代表取締役 榎木野 仁 司

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の所在地
変更前 大分市下郡北一丁目二番二号
変更後 大分市下郡北一丁目百十八番 外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永田 久 男
変更後 代表取締役 榎木野 仁 司

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永田 久 男
変更後 代表取締役 榎木野 仁 司

4 変更の年月日
平成二十九年六月十九日

二 届出年月日
平成二十九年八月七日

三 関係書類の縦覧
縦覧期間
平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

大分県商工労働部商業・サービス業振興課
その他

四 その他
法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル別府店

別府市大字鶴見字ツツラ千八百九十五番一

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 檀木野 仁 司

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永 田 久 男

変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永 田 久 男

変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

4 変更の年月日

平成二十九年六月十九日

二 届出年月日

平成二十九年八月七日
三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル中津店

中津市大字下池永字熊本百六十五番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 檀木野 仁 司

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永 田 久 男

変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- 変更前 代表取締役 永田 久男
変更後 代表取締役 檀木野 仁 司
4 変更の年月日
平成二十九年六月十九日

- 二 届出年月日
平成二十九年八月七日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間
平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

- 一 届出の概要
大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートリアル日田店

- 日田市大字友田字漆尾二千五百三十一 外

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トリアルカンパニー

代表取締役 檀木野 仁 司

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

平成二十九年八月二十九日

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 永田 久男

変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前 代表取締役 永田 久男

変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

- 4 変更の年月日

平成二十九年六月十九日

- 二 届出年月日

平成二十九年八月七日

三 関係書類の縦覧

- 1 縦覧期間

平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

- 2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県西部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

- 一 届出の概要
大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デイスカウトストアトリアル豊後高田店

大分県報（告示）

豊後高田市大字高田字江洲二千七百十
届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 檀木野 仁 司

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号
変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永田 久男
変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 永田 久男
変更後 代表取締役 檀木野 仁 司

変更の年月日
平成二十九年六月十九日

届出年月日
平成二十九年八月七日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
平成二十九年八月二十九日から平成三十年一月四日まで

2 縦覧場所
大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百二十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成二十九年八月二十九日

一 登録番号
西部第八十四号
大分県知事 広 瀬 貞

二 生産事業者の氏名及び住所
特定非営利活動法人森と海の共生・ネットワーク 会長 諫本 信義
日田市大字有田二九五一番地

三 生産事業の内容
1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地
特定非営利活動法人森と海の共生・ネットワーク
日田市大字有田

大分県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日
大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名
供用開始区間
供用開始年月日

県道東山庄内線
由布市庄内町北大津留字古田四六七番三から
由布市庄内町北大津留字久保田三七三番三まで
平二九・八・二九

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日
大分県知事 広 瀬 貞

一 都市計画の種類及び名称

別府国際観光温泉文化都市建設計画道路 三・三・五号 山田関の江線（別府市決定）

三・四・八号 浜脇秋葉線（別府市決定）

三・四・十一号 東蓮田秋葉線（別府市決定）

別府国際観光温泉文化都市建設計画緑地 一号 朝見川緑地（別府市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の種類及び数量

総合情報ネットワーク基幹機器等一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年七月十九日

四 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 九州支社 支社長 武 田 安 弘

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番三十五号

五 落札金額

五十九万九千七百七十八円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年六月六日

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年八月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る特定役務の件名及び数量

大分県立海洋科学高等学校及び香川県立多度津高等学校共同運航実習船 一隻

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

平成二十九年七月三日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社 ヤマニシ 代表取締役 長 倉 清 明

宮城県石巻市西浜町一番地二

五 落札金額

二十一億千六百八十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

平成二十九年五月三十日